都城市郡医師会病院　患者様用院内インターネット環境　利用規定

第1条 ＜目的＞
本規定は、一般社団法人都城市北諸県郡医師会が運営する都城市郡医師会病院（以下「当院」）が患者様やそのご家族（以下「利用者」）の利便性、療養環境向上を図ることを目的として提供する院内無線LANによるインターネット接続サービス（以下「本サービス」）の利用について必要な事項を定めるものとします。

第2条 ＜規定の適用＞
本サービスを利用する為には、本利用規定に同意する必要があります。なお、利用者が本サービスの利用を開始された場合、本規定の全ての内容に同意したものとみなします。

第3条 ＜本サービスの内容＞
利用者は、本サービスを利用しインターネットに無料で接続ができます。ただし、本サービスを利用してインターネットに接続後の有料サービス等は利用者負担となります。

第4条 ＜サービス利用可能エリア＞
本サービスは、各病室内にて利用できます。

第5条 ＜注意事項＞
1.利用者は、本サービスの利用に際し「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」および関連法令等を遵守しなければなりません。
2.Wi-Fi機能を搭載した機器等は利用者自らが準備し、当院からの貸出しは行いません。
3.本サービスへ接続する際の設定等は利用者が行い、本サービスまたは第三者が提供する情報、アプリケーション、機器について、技術的な質問　問合せを一切受け付けません。
4.本サービスは、常に安定した接続環境を保証するものではありません。
5.本サービスへ接続された機器のセキュリティ対策は利用者が行い、ウィルス感染、情報漏えい等が発生した場合、当院は一切の責任を負わないものとします。
6.利用者は、他者の迷惑とならないよう大容量データ通信を控える等、配慮して利用するものとします。
7.本サービスを利用して閲覧したサイト等の情報は、当院管理機器内に履歴（ログ）を残し、当院の必要に応じて閲覧できるものとします。

第6条 ＜禁止事項＞
利用者は、本サービスの利用にあたって次に掲げる行為を行ってはなりません。
1.他者の著作権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
2.他者のプライバシーを侵害する行為または侵害するおそれのある行為
3.誹謗中傷
4.公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為
5.性風俗、宗教、政治に関する活動
6.コンピュータウィルスなどの有害プログラムを提供する行為

第 7 条 ＜運用の停止、中止＞
当院は、次のいずれかに該当する場合、利用者に予告なく本サービスの利用を停止または中止できるものとし、それに伴い利用者が被ったいかなる損害についてもその責任を負わないものとします。
1. システム保守および設備点検工事を行う場合
2. 地震、火災、停電等の非常事態により、通常通りサービスの運用を行うことが出来ない場合
3. ネットワークの障害や機器の故障等、やむを得ない理由がある場合
4. その他、必要と判断した場合

第 8 条 ＜本サービス、規定の変更＞
当院は、利用者に予告なく本サービスの内容および規定を変更できるものとします。
本規定の変更後に利用者が本サービスを利用した場合、利用者は変更後の規定に同意したものとみなします。

制定　　：2021 年 1 月 14 日
改訂（第 2 版）：2021 年 5 月 11 日